

インターネットにおけるルール＆マナー 公式テキスト(2005年4月15日初版発行)
正誤表

「インターネットにおけるルール＆マナー 公式テキスト」の本文中に誤りがございます。深くお詫び申し上げますとともに、誠にお手数ではございますが、下記のとおり訂正していただきたくお願い申し上げます。

ページ	位置	誤	正
p.92	囲み1段落目3行目、 および、囲み3段落目1行目	勝馬投票権	勝馬投票券
p.93	1段落目4～5行目	預金口座の不正利用防止法	預金口座等の不正利用防止法
p.96	1段落目2行目	、クーリングオフの可否	(削除)
p.113	2段落目1行目	日本地的財産仲裁センター	日本知的財産仲裁センター
p.114	解説1段落目	人には、プライバシー権のひとつとして、勝手に肖像を撮影されたり写真を掲載されたりすることを拒む「肖像権」が認められています。肖像権は法律で制定された権利ではありませんが、京都府学連事件などの判例等で認められた考え方に基づく権利です。	肖像権は法律で制定された権利ではありませんが、憲法13条「幸福追求権」の趣旨により認められた新しい人権の一つとしてのプライバシーの権利より派生した、憲法上の人権の一つです。
p.134	囲み1段落目1行目、 および、囲み3段落目1行目	電子商取引に関する準則	電子商取引等に関する準則
p.176	た行下から2行目		
p.136	解説2段落目	国内で承認されていない医薬品(無承認医薬品)を個人が自分で使用するために輸入することは認められていますが、2か月分以内の数量でなければなりません(注1)。	しかし、医薬品または医薬部外品を、個人が自分で使用するために輸入する場合は、許可は必要ありません。ただし、輸入できる数量が以下のとおり制限されています。そしてこの場合、他人への販売・授与はできません。 •医薬品または医薬部外品…2か月分以内 ただし、毒薬、劇薬および処方せん薬は1か月分以内 外用剤(毒薬、劇薬および処方せん薬は除く)は1品目24個以内
p.136	最下行	(注1)ただし、毒薬、劇薬および処方せん薬は1ヶ月以内と定められています。	削除
p.139	7行目	(平326号)	(326号)
p.141	解説2段落目	法律により、児童買春、児童買春周旋、児童買春の斡旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者、児童ポルノを頒布し、販売し、業として貸与し、または公然と陳列した者には、3年以上の懲役または300万円以下の罰金が科されます。また、児童買春の周旋をすることを業とした者、人に児童買春をするように勧誘することを業とした者には、5年以下の懲役および500万円以下の罰金が科されます。	平成16(2004)年6月18日に改正法が公布され、児童買春に関する犯罪の法定刑の引き上げ、児童ポルノの提供等を新たに処罰する規定が設けられました。これにより、児童買春をした者や児童買春の周旋をした者、児童買春を勧誘した者、児童ポルノを提供した者、児童買春等の目的で人身売買した者は、処罰の対象となります(児童買春・児童ポルノ禁止法4条から8条)。